

## 鳥取県告示第488号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、鳥取県ニホンジカ保護管理計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治